

# 平成30年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成30年6月14日(木) 午前9時30分～午前9時57分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	岡本鉄男	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	高山和典	委員	○	石川信夫
〃	○	相澤康男	〃	○	秋山幸男
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
総合政策部長	長 勲	総務部長	梅山孝之
市民生活部長	上野和憲	会計管理者	柏崎義之
総合政策課長	谷田貝明夫	市民協働推進課長	関久雄
総務人事課長	直井満	財政課長	手塚均
契約検査課長	黒川信夫	税務課長	野口範雄
安全安心課長	山中利明	市民課長	木村一枝
環境課長	福田充男	行政委員会事務局長	大島浩司
秘書室長	高山正勝		

事務局			
職	氏名	職	氏名
事務局長	星野登	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 坂村議員、伊藤議員、中村議員、村尾議員

○一般傍聴者 2名

1. 開 会

2. あいさつ 岡本委員長

3. 概要録署名委員の指名 相澤委員

#### 4. 事 件

##### (1) 付託事件審査について

補足説明 なし

議案第42号 平成30年度下野市一般会計補正予算（第1号）【所管関係部分】
---------------------------------------

#### 質疑・意見

##### [歳入]

なし

##### [歳出]

#### 2款1項13目 交通安全対策費

○石川委員：交通安全対策費で、補正予算が30万7千円となっているが、新任者の交通指導員の制服の貸与と伺っていたが、市内に何人の交通指導員さんがいらっしゃって、今回新しくなられた方が何人いるのか伺いたい。

●安全安心課長：交通指導員の人数であるが、全部で28名となっている。内訳は、南河内9名、石橋12名、国分寺7名で、今回補正させていただくのは2名分ということで、2名については、南河内地区の吉田東学校区と国分寺地区の国分寺東学校区である。3月になり、急遽一身上の都合により退職となったため、交通指導員は75歳以上が定年であるので、当初予算は1名分計上させていただいたが、2名分について、今回制服等一式ということで、30万7千円計上させていただいた。

○石川委員：制服の貸与期間は、平均でおよそ何年ぐらいなのか。

●安全安心課長：交通指導員は任期が2年ということで、再任を妨げないということで、使えるだけ対応していただいて、その中でどうしても消耗等が激しいものについては、購入するというのでやっているの、結構いいものなので10年ぐらいはもつのかと考えているが、詳細については調べていないので、申し訳ありません。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第43号 下野市税条例等の一部改正について
-------------------------

#### 質疑・意見

○磯辺副委員長：今回の条例改正は、地方税法等の改正によるとの説明であったが、大もとの地方税法の改正の趣旨について、簡単で結構なので説明いただき

たい。

- 税務課長：今回、働き方の多様性等を踏まえ、個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向けた賃上げや生産性向上のための税制上の措置を講ずるということで、まずは所得税法の改正が行われた。それに伴い、所得税と同様に、所得控除や公的年金等の控除の見直し等を図りつつ、一部控除等の振りかえを行うなど、地方税法の改正を行った。こちらが個人課税の見直しになる。また、生産性の向上に向けた中小企業の投資の支援等を推進することになり、一部固定資産税等について税条例を改正するものである。また、たばこ税について、特に加熱式たばこに関しては、一般の紙巻きたばこと比較すると税制上格差があるため、その格差の部分、それと3年間かけて増税するという内容の改正である。
- 磯辺副委員長：この改正によって、社会をどのように変えようとしたのかということである。2,500万円以上の高額所得者には基礎控除をやらないとか、つまり高額所得者には払っていただいて、低所得者をいくらか優遇してということであらう。つまり、その改正をすることで何を目指したのかを伺う。
- 税務課長：働き方の部分になってくるかと思うが、まず、昨年度の税制改正において配偶者控除関係の所得制限の改正があった。これまで一般的に103万円の上限があったと思うが、今年度の収入では150万円まで増額になったということで、今まで103万円までという上限を設けて働いていた方々が働きやすくなった。また、今回の改正で一番大きい部分は給与所得控除の部分になってくると思うが、地方税法の改正において、今現在、最低で引ける額が65万円であるが、給与所得者についてはこれが55万円に減額となる。減額にはなるが、基礎控除額を逆に10万円増やすということで、結局はプラスマイナスゼロということになる。それ以外の自営業者等については、収入に対して経費を引いた額が所得額になり、その点については特に変更はないが、ただし基礎控除を10万円上げるということで、最終的な所得額が減額になるということであらう。なかなか経費として認められない在宅で仕事をやっている方がもっと働きやすくなるように地方税法の改正を行ったことが、特に大きい部分かと思っている。
- 磯辺副委員長：働き方改革とリンクしているということ、あとは多くの人に働いてもらいたいという意図もあるのだと思った。まだもっとほかにもあるかとは思いますが、方向性は了解した。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第45号 下野市国民健康保険税条例の一部改正について
------------------------------

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

5 その他

要望すべき事項

なし

閉会